

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「当社の全ての技術を結集し、お客様に満足される情報通信ネットワークソリューションを提供することにより社会に貢献する。」を経営理念とし、企業活動を通して、永続的に社会の発展に寄与することを目指しています。

この実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正な経営を実現するとともに、効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤 正	967,000	10.97
佐山 浄徳	761,690	8.71
神田通信機株式会社	723,393	8.27
神田通信機株式会社従業員持株会	395,580	4.52
平野 博美	348,000	3.97
日本証券金融株式会社	266,000	3.04
松丸 美佐保	227,615	2.60
佐藤 久世	204,000	2.33
株式会社SBI証券	148,000	1.69
青山 敏子	143,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
前島 啓一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前島 啓一	○	独立役員に指定	<p><社外取締役の選任理由> 豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけると期待しているためであります。</p> <p><独立役員の指定理由> 当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したためであります。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人とは必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
 監査役は、内部監査を担当する監査室とともに、各事業部門の諸業務が法令及び社内規定等に準拠し、適正に行なわれているかについて監査を定期的に行い、各部門に対し改善点の指摘・指導を行い、業務の質や効率の改善を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本 光	他の会社の出身者													
吉益 信治	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 光	○	独立役員に指定	<社外監査役の選任理由> 経営に関する豊富な経験・知識及び企業における内部統制に関する高い見識を当社の監査に反映していただくことを期待しているためであります。 <独立役員指定理由> 当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したためであります。
			<社外監査役の選任理由> 弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の一層の強化に活かしていただくことを

吉益 信治	○	独立役員に指定	期待しているためであります。 <独立役員の指定理由> 当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したためであります。
-------	---	---------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

全取締役の協力・努力で先ず利益体質を確立し、継続的・安定的な収益の確保の達成が重要な課題と考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
--	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役(社外監査役)のサポートとしては取締役(監査役)が担当し、必要に応じて情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、取締役7名で構成され、原則毎月1回開催されており、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

(監査役会)

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤の監査役2名(社外監査役)の計3名で構成され、原則6カ月に1回開催されており、必要ある時には随時開催することができます。監査役会は、監査役相互間で情報の共有や意見交換を行い、監査の実効性と効率性をより高めることに努めております。また、取締役会にも出席し、取締役の職務遂行を監視しております。

(会計監査人)

新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、正しい経営情報を提供することで、公正な監査が実施される体制を整備しております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 石田 勝也(継続監査年数5年)

指定有限責任社員 業務執行社員 安永 千尋(継続監査年数2年)

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名

その他 3名

監査役会と監査室及び会計監査人とは必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行ない、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制にて、監査役の機能を有効に活用し、経営に対する監督機能の強化を重視しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページに招集通知の掲載を行い、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	(1)2011年5月24日にアナリスト、機関投資家向けに会社説明会を開催。 (2)2012年5月24日にアナリスト、機関投資家向けに会社説明会を開催。 (3)2013年5月23日にアナリスト、機関投資家向けに会社説明会を開催。 (4)2014年5月29日にアナリスト、機関投資家向けに会社説明会を開催。 (5)2015年6月3日にアナリスト、機関投資家向けに会社説明会を開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算報告、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、会社説明会資料、株主総会招集通知、事業報告書等を掲載	
IRIに関する部署(担当者)の設置	総務部 廣瀬 孝	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年3月にISO14001を取得しており、情報通信設備の販売・施工・保守の事業活動を通じ、積極的に環境保全に配慮した活動を行っている。 環境目的および目標を定め、組織で働くすべての人に周知徹底、実行するとともに、内部監査等を通じて継続的改善を図っている。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを取締役及び従業員に周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンスを統括する部門は、管理本部が担当し、担当取締役を置く。
 - (3) 取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行なうこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規定を策定する。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) 全社のリスク管理は管理本部にて統括し、担当取締役を置く。総務部はリスク管理規定を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行なう。
 - (2) 事業所長は、それぞれの事業所に関するリスクの管理を行う。本部長は、定期的リスク管理の状況を取締役に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
 - (2) 事業部制を採用し、業績への責任を明確化する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 関係会社の管理は、管理本部にて統括し、関係会社管理規定を定め、関係会社の状況に応じて必要な管理を行なう。
 - (3) 管理本部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - (4) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査室を置き、監査室に属する従業員が、監査役の補助をする。また、管理本部の所属員も監査役の事務を補助する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室の従業員の人事異動、評価、懲戒については、予め監査役会に通知するものとし、監査役会は必要な場合、人事担当取締役に対して変更を申し入れることができるものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び監査室員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れのあるとき、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - (2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
9. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - (2) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、事業部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部とし、警察署等関連機関と常に連絡をとりながら、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努めている。
 - (1) 当社は、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断する。
 - (2) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携するなかで、組織として、毅然たる対応に徹し、断固これを拒絶する。
2. 整備状況
 - (1) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署は、管理本部総務部としている。
 - (2) 警察及び顧問弁護士との連携ほか、万世橋地区特殊暴力防止対策会会員として、平素から情報収集に努め、暴力団排除活動に参加している。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

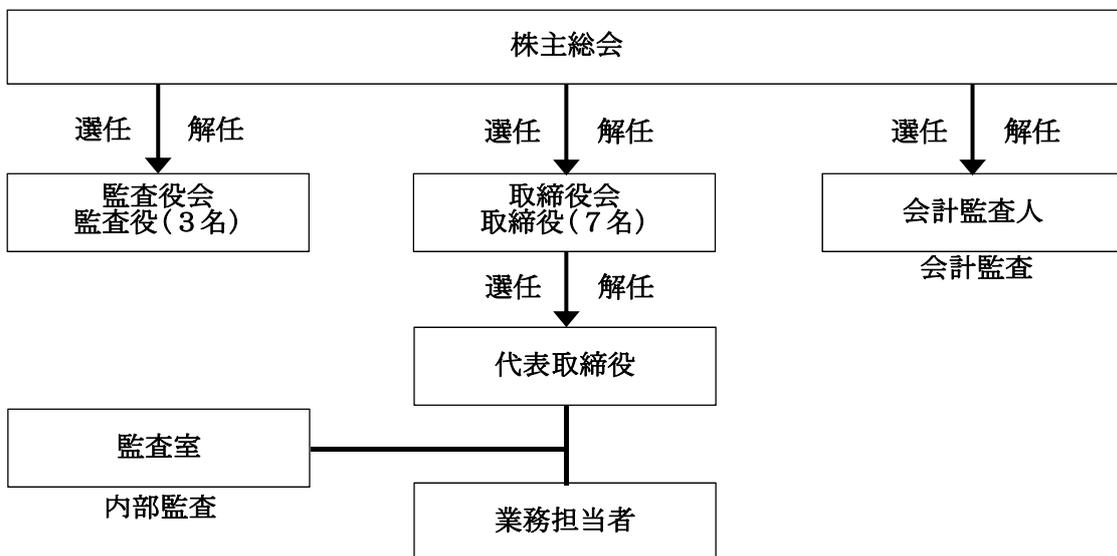
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制は模式図のとおりであります。

(参考資料：模式図)

・コーポレートガバナンス体制の模式図



・適時開示体制の模式図

